

## 日本学生支援機構の給付型奨学金に係る推薦基準

### 1 目的

日本学生支援機構の給付奨学生採用候補者の選考にあたり、選考の妥当性、信頼性を確保するため推薦基準を定める。

### 2 推薦基準

給付奨学生採用候補者は次の（１）～（４）を満たしていること

#### （１）家計について、次のいずれかに該当していること

- ① 家計支持者が個人住民税（市町村税）所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載された所得割額が０円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護(\*)を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法上の措置として以下の施設等に入所していること（１８歳時点で入所していた、または入所していると見込まれること）

児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業を行う者、小規模住宅型児童養育事業を行う者、里親

\* 社会的養護とは、保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を要する児童などに対し、公的な責任として社会的に行う養護のこと

#### （２）人物について

学習活動その他生活全般において態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し将来的に社会に貢献する人物となる見込みのあること。

#### （３）健康について

学校保健安全法第 13 条による健康診断等により、就学に耐えうると認められる者

#### （４）学力及び資質について

次のいずれかの要件を満たしていること

- ① 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 教科以外の学習活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③ 社会的養護を要する生徒等であり、特定の分野において優れた資質能力を有し、または進学後の学習に意欲があり、進学後優れた学習成績を収める見込みがある者

### 3 選考委員会

#### （１）構成

選考委員は全日制教頭、定時制副校長、当該学年主任、当該担任、全・定奨学金担当者とする。ただしいずれかの課程に選考対象者がいない場合は、選考対象者の所属する課程の委員で選考することができる。

(2) 選考方法

選考委員会は選考対象者の進学への意欲・目的の明確性および本校の推薦基準に基づき、学力、資質および家計状況を勘案し推薦者を選考する。選考対象者が推薦枠を超えた場合は、出席状況、成績を資料とし学校生活への取り組みを総合的に判断し選考する。

4 推薦基準の公表及び募集の周知

選考の公平性・透明性・客観性を確保するため、推薦基準を公表する。

卒業後2年以内の者は推薦対象になることから、卒業生に対しても募集の周知に努める。

附則 1 本規定は平成29年6月13日より施行する。